

(別添 2 - 1)

学 則

①法人・団体の名称	株式会社ケイ・アンド・エムソリューション（トップハート）
②研修事業の名称	介護員養成研修 2 級課程
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④指定番号	2 2 6
⑤研修課程	2 級課程（通学・通信）
⑥開講の目的	高齢者や障害者・障害児の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスや施設内における介護・介助を提供するために必要な知識や技術・倫理性を有する訪問介護員養成を図る。
⑦講義・演習室 （住所も記載）	〈守口教室〉 講義：守口市市民会館（さつきホール） 守口市京阪本通 2 丁目 13 番 1 号 講義：守口文化会館（エナジーホール） 守口市河原町 8 番 22 号 講義：トップハート大日研修センター 大阪府守口市大日町 2 丁目 1-7 （エトワール大日 2F） 演習：デイサービス りんく門真 門真市五月田町 33 番 17 号 演習：トップハート大日研修センター 大阪府守口市大日町 2 丁目 1-7 （エトワール大日 2F） 〈門真教室〉 講義：ルミエールホール 門真市末広町 29-1 講義：デイサービス りんく門真 門真市五月田町 33 番 17 号 演習：デイサービス りんく門真 門真市五月田町 33 番 17 号 〈大東教室〉 講義：大東市民会館 大東市曙町 4 番 6 号 演習：デイサービス りんく門真 門真市五月田町 33 番 17 号 演習：デイサービスセンタービリーブ大東 大東市御供田 5 丁目 6 番 23 号

	〈箕面教室〉 講義：箕面市民会館 箕面市西小路 4-6-1 講義：箕面文化会館 箕面市萱野 1-19-4 演習：特別養護老人ホーム箕面の郷 箕面市石丸 1 丁目 14 番 1 号
⑧実習施設	実習施設一覧表（別添 2-7）を参照。
⑨講師	講師一覧表（別添 2-2）を参照。
⑩使用テキスト及び通信添削課題	テキスト：ホームヘルパーテキスト 2 級課程 （株式会社日本医療企画発行）
⑪受講資格	将来在宅福祉活動に参加することを希望する者で健康上介護活動に支障のない者であれば特に資格は設けない。
⑫広報の方法	求人誌等に広告掲載
⑬情報開示の方法 （ホームページアドレス等）	現在ホームページが無い為、要請があれば会社概要などを提示する。
⑭受講手続（応募者多数の場合の対応方法を含む）	受講を希望するものは、募集期間内に事務局に申し込みを行う。 受講申し込み順に定員になり次第締め切る。受講決定は、受講料の入金確認をもって手続き完了とする。原則として受講手続き完了後の自己都合による取り消しは認めない。 受講希望者が多数の場合は定員枠内で選抜する。
⑮受講料及び支払い方法	65,000 円（テキスト代、消費税含む）
⑯解約条件及び返金の有無	開講日前日までの取り消しであれば受講料の返金を行う。 ただし、受講後の返金は一切認めない。
⑰受講者の個人情報 の取扱い	鍵付き棚にて鍵を施錠し管理する。 外部への個人情報の流失を防止するため、管理者が責任をもって保管する。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。

⑮ 研修修了の認定方法（通信添削課題の合格基準を含む）	修了認定 全ての講義科目を履修した者で、演習及び実習のそれぞれの所定時間すべてに出席した者を修了と認める。 添削による合否は、文章問題以外は50パーセントの正解を合格とし文章問題については講師の採点によって良（△）又は優良（○）と認めた者。 講師が不可（×）と判断した者に対しては、再提出をはかることによって、修了に導くとする。 なお、条件に満たされない者については下記の通り、補講を行う。 ・講義・演習・実習および人権啓発に関して 再度日程を調整して講義・演習・実習および人権啓発を受ける。
⑯ 補講の方法及び取扱い	基本的に欠席は認めない。但し、受講生が病気その他事故により欠席する場合は、その理由を付して、速やかに事務局に届け出なければならない。 補講教科上限:3教科まで 補講実施方法及び費用 面接指導、演習、実習および人権啓発 ：再度日程を調整して補講を受ける。 その際の、補講費用は 2,500 円とする
⑰ 教科免除の取扱い	受講生から「修了証明書」、「資格証明書」等の写しを提出してもらい免除できる教科については、免除を認める。 ただし通信課程のため添削課題と面接指導は受講してもらう。
⑱ 受講中の事故等についての対応	受講生は速やかに事務局まで連絡を行うものとする。 その際、事務局は早急に対応するものとする
⑲ 研修担当者名及び連絡先	連絡先:トップハート研修事務局 守口市大日東町 25-8 大日パレス 206 号 TEL 06-6902-7357 FAX 06-6780-5471 担当者: 笹田 孝義
⑳ 苦情相談担当者名及び連絡先	同上
㉑ 研修責任者名及びその役職	代表取締役 佐藤 守

㊤その他	(1)出席停止 受講生が伝染病にかかり、またはその恐れがある場合は、事務局はその受講生に対し、出席停止を命ずることが出来る。 (2)身上異動の届出 受講生は、住所または身上に異動があったときには、その都度事務局に届けなければならない。 (3)退学 退学しようとする者は、すみやかにその旨を事務局に連絡し、事務局長の受諾を得た場合につき退学することが出来る。その際は、受講料の返還は行わないものとする。 (4)退学処分 受講生で、次の各号に該当する者においては、これを退学させることが出来る。 ①不良で改善の見込みがないと認められる者 ②正当な理由なく出席が常でない者 ③講座運営の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
------	--